

○神戸市建築計画概要書等閲覧規則

昭和46年2月23日

規則第118号

改正 昭和46年6月23日規則第40号
昭和52年4月12日規則第34号
平成4年11月20日規則第50号
平成16年3月31日規則第73号
平成17年10月27日規則第38号
平成21年6月26日規則第21号
平成26年3月31日規則第72号
平成31年3月29日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下単に「書類」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）及び閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 閲覧所は、建築住宅局建築指導部内に置く。

(閲覧時間等)

第3条 閲覧所における書類の閲覧時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 閲覧所の休日は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項に規定する本市の休日とする。

3 市長は、書類を整理するときその他必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は休日設けることができる。

4 前項の規定により閲覧時間を変更し、又は休日設けた場合は、市長は、あらかじめ、閲覧所に掲示することその他の方法により、その旨を明示するものとする。

(書類の閲覧の手続)

第4条 書類を閲覧しようとする者は、別に定める様式による申請書を市長に提出しなければならない。

(閲覧料)

第5条 書類の閲覧は、無料とする。

(閲覧所以外の閲覧禁止)

第6条 書類は、閲覧所以外の場所で閲覧してはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第7条 市長は、書類を閲覧している者又は閲覧しようとする者について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書類の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 書類を汚損し、若しくは破損したとき、又はこれらの行為を行うおそれがあるとき。

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるとき。

(3) 対象となる建築物又は工作物を特定しないで、書類を閲覧しているとき、又は閲覧しようとしているとき。

(4) この規則に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。

(施行細目の委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年6月29日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年6月21日から適用する。

附 則 (昭和52年4月12日規則第34号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年11月20日規則第50号)

この規則は、平成4年11月21日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第73号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第21号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第72号）抄

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第66号）抄

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

建築計画概要書等閲覧要領

平成31年 4月 1日 建築住宅局長改正

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市建築計画概要書等閲覧規則(昭和46年2月23日規則第118号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧所)

第2条 規則第1条の閲覧所は、次の各号に掲げる建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項各号に定める書類の種類に応じ、当該各号に定める場所とする。

- (1) 同項第1号に掲げる建築計画概要書 建築住宅局建築指導部建築調整課
- (2) 同項第2号に掲げる築造計画概要書 建築住宅局建築指導部建築調整課
- (3) 同項第3号に掲げる定期調査報告概要書 建築住宅局建築指導部安全対策課
- (4) 同項第4号に掲げる定期検査報告概要書 建築住宅局建築指導部建築安全課
- (5) 同項第5号に掲げる処分等概要書 建築住宅局建築指導部建築調整課
- (6) 同項第6号に掲げる全体計画概要書 建築住宅局建築指導部建築安全課

(閲覧申請書)

第3条 規則第4条の申請書は、様式第1号による概要書等閲覧申請書(以下「申請書」という。)とする。

2 申請書は、閲覧しようとする書類の種類毎に提出しなければならない。

(閲覧の方法等)

第4条 市長は、第2条第1号の書類の閲覧については、建築基準法施行規則第11条の4第1項によって同号の書類とみなされる電子計算機に備えられたファイルの記録をディスプレイに表示する方法によって、これをさせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、閲覧者が同項の方法による閲覧に係る書類の撮影を申し出たときは、当該申し出に係る記録を帳票に出力して閲覧させなければならない。

(大量閲覧)

第5条 1回に大量の書類の閲覧(概ね十以上の書類の閲覧をいう。以下「大量閲覧」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を申し出て、閲覧の日時、場所及び方法(以下「日時等」という。)について協議しなければならない。

2 市長は、前項の申し出があったときは、他の閲覧者の閲覧の妨げとなるおそれがない等閲覧事務の円滑な遂行に支障がないと認められる日時等を指定して大量閲覧させるものとする。

(書類の特定)

第6条 規則第7条第3号の特定は、対象となる建築物又は工作物に係る建築主の氏名又は敷地の地名地番若しくは住居表示を申請書の所定の欄に記載することにより行うも

のとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、規則の施行の日から施行する。
(建築計画概要書等閲覧取扱要領の廃止)
- 2 建築計画概要書等閲覧取扱要領(平成17年12月1日都市計画総局長決定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。